

令和2年度の介護保険料について

平素は介護保険事業に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。介護保険事業は円滑な運営を図るため、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、計画に基づき介護保険料を見直しています。令和2年度の65歳以上の方の保険料は下表のとおりです。なお、本人及び世帯員の収入、合計所得金額、村民税課税状況などにより異なります。

今年度は平谷村介護保険条例の一部が改正され現在所得段階第1段階から第3段階に該当されている方の保険料も減額されます。

所得段階		所得等の条件	保 険 料	
			保険料基準額に対する割合	年額(円)
世帯非課税 (軽減対象)	第1段階	生活保護を受給している人	0.50	30,000
		世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けている人、或いは、	↓ 0.45 (R1年度まで)	↓ 27,000 (R1年度まで)
		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	↓ 0.30 (R2年度)	↓ 18,000 (R2年度)
	第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.75 ↓ 0.50 (R2年度)	45,000 ↓ 30,000 (R2年度)
		世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が120万円を超える人	0.75 ↓ 0.70 (R2年度)	45,000 ↓ 42,000 (R2年度)
	本人非課税・ 世帯課税 (軽減対象外)	第4段階	世帯に住民税課税者があり、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.90
第5段階 基準額		世帯に住民税課税者があり、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	1.00	60,000
本人課税 (軽減対象外)	第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	72,000
	第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.30	78,000
	第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.50	90,000
	第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上の人	1.70	102,000

※ 第1段階・第2段階・第3段階の軽減分については国・県・村で負担しております。なお、令和3年4月から3年間は、第8期介護保険計画に基づき保険料が変更になります。